

週報

十月三十日號

第二二號 昭和十五年十月三十一日發
郵便物認可 (毎週一週水曜日發行)

五錢

教育勅語換發五十年

改正された

地代家賃はとうなる
青年國民登録制

新體制と部落會町内會



週報

十月三十日號

第二二二號

昭和十五年十月三十日發

郵便物認可

（毎週一回水曜日發行）

五錢

教育勅語渙發五十年

た國家總動員法令の解説

改正され
地代家賃はどうなる
青年國民登録制

新體制と部落會町内會

露光量違いにより重複撮影

一路邁進せよ！ 舉國新體制へ

目次 (七五二二頁)

教育部編纂五十年に當つて
内務省編纂局へ
文部省へ

地代家賃の新統制令解説
厚生省へ

國民徴用と國民登録制の改正
厚生省へ

興亞學生務公報編輯地報告………
内務省へ

郡落會・町内會等の整備について
内務省へ

週聞誌

十月二十五日(七) 露光量
マ安部利吉中將に代つて後宮淳
中將南支方面陸軍最高指揮官に
決定。二百七十師師の委員會の
整理提議を決定
十月二十一日(七)
マ天皇陛下親臨の下に紀元二
千六百年記念觀兵式々々本陣兵
場において舉行、優渾なる勳語
を賜ふ。マ日・高印交渉は順調
に進行中と、外務省情報部長談
發表
十月二十一日(七)
マ中小企業業者轉失業対策とし
ての國民職業指導所、國民勤勞
訓練所、國民更生金庫の要綱發
表さる。マ松宮大使とドクレー佛
印總領間に會談開始。マ獨ソの
通商關係はますます緊密化せ
んと、獨ソ交渉につき露政府聲
明
十月二十一日(七)
マ高須四郎中將に代つて澤本貞
雄中將南支方面海軍最高指揮官
に決定。マ國民精神總動員運動
本部解散。マ米穀管理規則公布
(十一月一日施行)。マヒトラー總統
スペインのフランコ總統と會談
十月二十四日(七)
マヒトラー總統ベタン佛主席と
會談
十月二十六日(七)
マ去る八月二十九日伊號第六十
七潜水艦、東京灣南方で遭難せ
る旨海軍省公表

露光量違いにより重複撮影

一路邁進せよ！ 舉國新體制へ

目次 (第百三十二號)

教育勅語改發五十年に當つて
明治皇統五十年祭を迎へて
内務省特社局：八

文部省：二
地代家賃の新統制令解説
厚・生 省：二
國民徴用と國民登録制の改正
厚 生 省：三
興亞學生勤勞報國隊現地報告………三
部落會・町内會等の整備について
内務省：三

週日誌

十月十九日(土) 前説追加
▽安藤利吉中將に代つて後宮淳中將南支方面陸軍最高指揮官に決定
▽百七十餘種の委員會の整理閣議で決定
十月二十一日(日)
▽天皇陛下親臨の下に紀元二千六百年記念觀兵式々々木練兵場において舉行、優渥なる勅語を賜ふ
▽日・南印交渉は順調に進行中と、外務省情報部長談發表
十月二十二日(火)
▽中小商工業者轉失策對策としての國民職業指導所、國民勸勞訓練所、國民更生金庫の要綱發表さる
▽松宮大使とドクター佛印總督間に會談開始
▽獨ソの通商關係はますます緊密化せん、と獨ソ交渉につき獨政府聲明
十月二十三日(水)
▽高須四郎中將に代つて澤本頼雄中將南支方面海軍最高指揮官に決定
▽國民精神總動員運動本部解散
▽米穀管理規則公布(十一月一日施行)
▽ヒトラー總統スペインのフランコ統領と會談
十月二十四日(木)
▽ヒトラー總統ベタン佛主席と會談
十月二十六日(土)
▽去る八月二十九日伊號第六十七潜水艦、東京灣南方で遭難せる旨海軍省公表



教育勅語渙發五十年に當つて

文 部 省

千古不磨の聖訓

光輝ある紀元二千六百年慶祝の年である本年は、又
 畏くも明治天皇が千古不磨の聖訓たる「教育ニ關スル勅
 語」を下賜あらせられ、永世に播ぎなき我が國文教の大
 本を昭示せさせ給うてより正に五十年の記念すべき年に
 相當致します。恐れ多くも、天皇陛下に於かせられまし
 ては、時局下御政務御多端に渡らせられるにもかゝはら
 ず、十月三十日文部省主催の下に明治神宮外苑憲法記念
 館に於て舉行せられる教育勅語渙發五十年記念式典に

親しく行幸遊ばされます。教育振興のことに關する深
 き御記念の程、洵に畏き極みであります。
 時恰も世界は史上空前の深刻激烈なる大動亂の渦中
 にあり、この間に處してわが國は、大東亞の新秩序建設
 といふ未曾有の大事業の完遂に遺憾なきを期すべく、今
 や内外相應じて國策の飛躍的進展の段階に入つたので
 あります。

今般の日獨伊三國條約の締結に當りましては、畏くも
 偉大な詔書を渙發あらせられ、帝國の向ふところを明
 らかにし國民の進むべき道を示させ給ひました。聖慮

宏遠、洵に恐懼感激に堪へません。

思ふに獨伊兩國は、蔽ふべからざる矛盾の瀾漫せる
 世界舊秩序を根本的に打破し、萬邦をして各、その處を
 得しむべき世界新秩序を建設することを恒久平和の先
 決條件たりとする點に於て、わが國と意圖の相通するも
 のがあるのであります。帝國は茲にこの兩國と積極的に
 提携協力せんとする方針を中外に闡明したのであり
 まして、世界新秩序建設の上に果すべきわが國の指導的
 役割は、今や一段と重きを加へるに至つたのであります。

かくてこの條約の目的とするところは、戰禍の擴大
 を防止し、平和の克服を促進せんとするにありますが、
 しかしながら、舊秩序世界の維持に汲々たる國家が、こ
 れに對して如何なる對策を講じ、如何なる手段に出で來
 るべきかは、にはかに豫斷を許さざるものがあります。

わが國民と致しましては、或ひはそのことなきを保し難
 き最惡の事態の發生に對しても、敢然その難に處す
 べき十分の覺悟と萬全の準備とを整へ、如何なる試練に
 も堪へてあくまで不動の國是の貫徹に邁往せねばなり

ません。即ち、今や政治・經濟・教育・文化等國民生活の
 あらゆる領域に於て、國家總力體制に更に一段の飛躍的
 強化を圖り、高度國防國家を完成することこそ、刻下焦
 眉の急務であります。今日政府が萬民翼賛の舉國新體制
 の確立に努力しつゝある所以も、實にこゝに存するので
 あります。

しかしながら、この事は、國民が眞に己が生活の眞義
 に徹し、よく我が國の歴史的使命を自覺するのでなけれ
 ば、その徹底を期することは困難であると云はねばなり
 ません。このときに當り、日本國民たる者の履踐すべき
 大道を昭示し給うた教育勅語に拜する不滅の聖訓に深く
 思を致すことこそ、現下國民にとつて喫緊のことと信
 ずるのであります。

教育の大道を御昭示

顧みまするに、明治維新以來未だ七十有餘年に過ぎな
 いのでありますが、その間、わが國運の目ざましき伸張
 は、正に世界の驚異とされる所であります。しかしなが



ら、この青史に比なき隆々の國歩は、決して坦々たる大道の一途を辿り來つたものではありません。明治時代に於きましても、内外の危機は一再ではなかつたのであります。日清・日露の兩戰役のことは申すまでもないことでありますが、國內事情にもまた深刻な波瀾があつたのであります。

即ち、維新以來海外の文物・制度の輸入に急なるの餘り、やゝもすれば本を忘れて末に走り、文明開化の名の下に、歐米の思想・風習を無批判的に受け入れ、盲目的に模倣して得々たるやうな風潮が高まりました。條約改正の方便としての歐米親善政策の過度の強調は、かゝる風潮に拍車をかけ、いはゆる歐化主義時代を現出し、明治二十年頃にはその絶頂に達したのであります。かくてその弊の及ぶところ、わが古來の國風を無視し、父祖傳來の醇風美俗を破壊して憚らざるに至つたのであります。しかしながら、かゝる底止するところを知らざる歐米心醉の風潮は當然その反動を生みました。國粹保存の名の下に、歐化主義に拮抗した傳統復歸の運動がこれ

であります。蓋しこれ、澎湃たる歐米文化の輸入の潮流に抗した國民的自覺の現はれではありませんが、その多くは、歐化主義の排撃に急にして日本の積極的發展性を顧みる餘裕なく、兎もすれば狹隘固陋に偏するを免れなかつたのであります。かくて歐化思想と國粹思潮とは相對立して譲らず、多くの大膽なる論議が跳梁し、甲論乙駁、輿論は動搖し、國民はその歸趨すべき目標に悩み、明治中葉の我が國思想界はまことに憂慮すべき事態を呈したのであります。

早くより徳教振作に深く御軫念遊ばされた明治天皇に於かせられましたは、こゝに明治二十三年十月三十日、「教育ニ關スル勅語」を渙發あらせられ、國體の精華に基づくわが國教育の根本精神と國民の履踐すべき大道とを昭示し給うたのであります。こゝに於て、始めて我が國民は眞の日本の自覺に廻り、己が生活の搖ぎなき指針を見出したのであります。まことに「大詔一下するや、天下靡然として服従し奉り、民心のこれに向ふこと、恰も大旱の雲霓を求むるの慨があつた」のであります。

かくて我が國の教育は、爾來この勅語の聖旨を體て究極唯一の目標とし、何等方針に迷ふことなく、その隆々の成果を期することを得たのであります。

皇國の世界史的使命

恭しく惟ひまするに、皇祖皇宗の肇國樹徳の聖業こそは、源へる世界を永遠に修理固成し生成發展せしむべく歴代天皇の悠久に紹述し給ふところであり、國民は克忠克孝、億兆一心、世々相繼いで天壤無窮の皇謀を贊し奉るのであります。聖訓に示させ給ふこの我が國體の精華こそ、實に道義國家・家族國家として宇内に冠絶する所以でありまして、まことに、「八紘一宇」の我が肇國の精神こそ、宇宙の心を心とするものであり、あらゆる對立、あらゆる相剋を止揚して萬物を光被するものであります。されば、混沌たる今日の動亂の世界に於て、各國家・民族を基本とする共存共榮の一大家族世界を鑒造し、世界永遠の平和を確保する不易の新秩序を建設すべき眞の指導力を有するものは、世界廣しと雖も我が國

を以て他に絶對にあり得ないのであります。

こゝに今日に於ける我が國の世界史的・大使命が存します。しかしながら、この使命の達成は決して容易な業ではありません。世界情勢の推移はいよゝ複雑を極め、國歩の前途はますます艱難を加へんとしつゝあります。今日の我が國に於て、高度國防國家體制の確立が焦眉の急とせられる所以であります。しかしながら、當初に述べました如く、根本的に要請せられますものは、國民各自に於けるその本分と使命との自覺であり、實踐の大道の體認でなければなりません。

畏くも「教育ニ關スル勅語」に於ては、皇祖皇宗の御遺訓であり、臣民の俱に遵守すべきところたる實踐の徳目を親しく御示し遊ばされて居るのであります。しかも「ソラ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と斷じ給ふ御教へこそ、今日の我々にとつて殊に感激に堪へざるところであります。まことに一億國民のすべての生活は、これ等實踐を通じて恒に天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることに歸すべきものであり、こゝに我が國臣道を

貧く唯一無二の原則が存するのであります。
しかしながら、今日この有難き聖訓が國民全體に本當に徹底してゐるや否やを反省しますに、眞に恐懼に堪へぬことながら、まだ十分であるとは申し兼ねると思ふのであります。

顧みれば、明治年間の我が國革新期の深刻なる思想國難は、畏くも天皇の御陵威の光被によつてよく克服するを得たのであります。しかるに、その後國民はやゝもすれば聖恩の渥きに仰れ、日本人として常任坐臥の間須臾も離れることの出来ない皇國の大道を忽せし、或ひは之を滅却するやうな思想・行動の跡を絶たないことは、上聖明に對し奉り何とも申譯のない次第であります。國體明徴・教學刷新の聲の叫ばれる所以であり、これ實に教育勅語の聖旨奉體の不徹底に由来すると申さねばなりません。

期せよ聖訓の實踐

今次の事變が、わが國民をして眞に日本的なるものに

目ざめしめる貴重なる契機をなしたことはまことに心強い事實であり、われ等の祖先が國家の難局に遭遇する毎に示した神州不滅の精神の傳承其現を此處に認め得るのであります。かくて事變勃發以來既に四年、御陵威の下、忠烈なる皇軍の勇戦力闘は青史に比なき戦果を收め、今や大東亞共榮國の建設は着々その歩を進めつゝあるのであります。しかしながら、今こそ舊秩序陣營との本格的衝突を覚悟すべきときであり、眞實の建設の苦闘は正にこれからであります。思へば現下わが國の直面する事態は、實に有史以來の國難であると斷じて憚らない情勢であります。しかも今日に於て尙ほ、銃後國民の生活の間

に、やゝもすれば時局の認識を缺く節々の見受けられることは、眞に憂ふべきことと云はねばなりません。新體制運動は實に一面思想運動であり、國體明徴運動であるのであります。一旦緩急あれば義勇公に奉ずるの誠は、ひとり前線忠勇の將兵にのみ俟つべきでなく、銃後國民共々一體の本分であり光榮であります。よく曠古の國難を克服し、新文化を建設して、世界を光被すべき我が國

の眞の指導力を發揮せんがためには、全國民が擧つて聖訓を服膺し、これを實踐の隅々にまで徹せしむべく一段と精進するところがなければなりません。

このときに當り、身教育の任にある者、又學生生徒たる者の責務の自覚の一入なるべきは申すまでもないところであります。興亞の大業を全うし、わが國の世界史的使命を完遂するは、實に一朝一夕にしてよくし得るところでないことを思ひます時、明日の日本を荷ふべき青少年學徒の、又明日の日本に培ふべき教育者の責務の重且つ大なる、まことに今日の如くなるはありませぬ。畏くも 天皇陛下に於かせられましたは、昨年五月、全國の學生生徒代表を御親閱あらせられると共に、優渥なる勅語を下し賜うて、青少年學徒の向ふべきところを昭示し給うたのであります。重ねて又、今十月八日には東京帝國大學に行幸あらせられ、その學事状況を天覽遊ばされました。これひとり學徒の光榮たるに止らず、國を擧げて感激に堪へないところであります。日露戦争いよく、耐ならんとする時、明治天皇が東京帝國大學に行幸あら

せられ文部大臣を召されて賜はつた御沙汰に、「軍國多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスヘカラス其局ニ當ル者克ク勵精セヨ」と宣はせられたるを偲び奉るにつけても、今上陛下の聖旨も亦、明治天皇の宸慮に則らせ給へる御事と拜察せられ、まことに畏き極みであります。身教育の任に在る者は、學生生徒共々、よくその本分を辨へ、深くわが國教育の本義を體し、修進研鑽苟くも懈りなく、新文化の建設に寄與し、よく國運進展の重責を全うして、深遠なる聖旨に應へ奉るところがなければなりません。

恐れ多くも明治天皇に於かせられましたは、「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲニセン」と仰せられ、御親ら國民の前にその範を示させ給ひました。まことに恐懼感激に堪へないところであります。教育勅語頒發五十年の今日、先史に比なき非常の世局に處する我が國民は、今こそ不滅の聖訓を心魂に徹して奉體し、一億一心、萬民翼贊の體制を確立して、神明に誓つて天壤無窮の皇運を扶翼し奉るの覺悟を新たにすることがなければなりません。

明治神宮鎮座二十年祭を迎へて

内務省神社局

本年は官幣大社明治神宮鎮座二十年周年

に相當し、同神宮に於ては十月三十一日より十一月四日に至る五日間、厳肅なる祭儀が執行せらるることになつた。

畏くも十一月一日第一日の御儀には天皇皇后兩陛下行幸啓遊ばさるる旨仰出され、御禮の隆誠に、忝なき極みである。

そも、明治神宮が南南西島の御料地即ち今の代々木の森にさびた裡に、千木高宮居清々しく御鎮座あらせられたのは大正九年十一月一日のこと、茲に早くも満二十年を迎へるに至つた。

眺みて明治神宮の御創立の御事を伺ひ奉るに、明治四十五年七月三十日明治天皇崩御の報傳はるや、國民は天に俯き地に哭し、追悼を追懐し奉つて曰まなかつたので

ある。

明治天皇に對し奉るこの國民の仲々たる崇敬の至情は、相率めて御神靈奉祀の情願となつて顯はれ、國を擧げての運動と進展した。然るうちに大正三年四月十一日昭憲皇太后の崩御に遭ひ奉るや、國民は再び哀痛極りなく、御神靈を明治天皇奉祀の神社に併せ祀り、長へに聖徳を慕ひ奉らんことを冀うたのである。

この事天聽に達するや、畏くも明治天皇昭憲皇太后を奉祀する神社の創立を仰出され、左の通り告示せられた。

一 明治神宮
祭 神 明治天皇
昭憲皇太后
右東京府下野多摩郡代々木村大字
代々木ニ社殿創立社格ヲ官幣大社

を繼承し給ひてより、宵衣旰食、四十有餘年の久しきに亘りて内には皇政復古の大業を濟して文物制度百般の確立を圖り給ひ、外は日清、日露兩役を經て東洋の和平を進め、國際の親和を敦くし給ひ、皇化宇内に遍く、皇威八紘に輝き、萬邦俱に瞻るの鴻業を樹立し給ひし御盛徳と、昭憲皇太后の坤德高く至慈にましました御恩澤とに對する敬仰感恩の至情の致すところ、外ならぬのである。

更に宏大なる御神徳の一端を拜し奉るに、慶應四年三月十四日、五箇條の御誓文を御親告遊ばされた折下し賜うた「神祇を親祭し公卿諸侯を會し誓約し給ふ御沙汰書」の中に

今般朝政一新の時に際り天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕が罪なれば今日に立古列祖の靈を敬し給ひし誓を履み治蹟を勤めてこそ始めて天職を奉して億兆の君たる所に背かざるべし

と仰せ給ふ。これ實に御治世四十五年を貫かせ給へる御寶座であつて、この畏き大御心は明治神宮の社頭に類く者が、皆崇敬仰拜その感激を新たに、一意奉公の念を堅めて、これを日常生活の上に具せんと期し奉る所以である。

今や紀元二千六百年といふ記念すべき歳に當り、國家の總力を擧げて東亞新秩序の建設に邁進するとき、こゝに鎮座二十年祭の盛儀の執行はせらるることは、その意義まことに深しと申さねばならぬ。今日わが國は内外に幾多緊迫せる情勢に直面し、未曾有の難局に遭遇してゐる。この難局を打開して有終の美を濟すは、正に我々國民に課せられたる一大試練である。

これに處するの道は、一億一心、各、その職分に應じ、臣民としての道を實踐し、皇運扶翼の精神を生活の全面に顯現するより外にはない。而してこれこそ實に明治神宮御祭神の我々國民にお示し遊ばされた御遺訓に外ならぬのである。

ニ列セラルル旨 仰出サル
大正四年五月一日

内務大臣 子爵 大浦兼武

こゝに於て内務省に明治神宮遺留局が設置せられ、御遺留の事業は具體的に進捗せらるることとなつたのである。元來明治神宮の御遺留に就いては、國費を以てこれを支辨し、一般篤志家の獻資によることはこれを避けたのであるが、國民の赤誠は或ひは獻資となり、或ひは勤勞奉仕となつて顯れ、幾多涙くましき美談佳話を残してゐる。今日御遺留に經營として繋ぐ樹木は、殆んどすべて國民至誠の獻木であつて、その數實に十萬五千餘の多きに達し、而してまた遺留工事に奉仕した地方青年團その他の團體は、北は北海道から南は沖縄縣の果に至るまで、全國各府縣に亘つてゐる。

かくて官民協力して夜を日に繼いで御遺留の事に従ふこと前後六ヶ年、目出度く工成り、大正九年十一月朔日御鎮座を拜し奉つたのである。一方御祭神に對し奉る類

御親恩の至情は期せずして明治神宮奉養會の結成となり、同會に於て外苑を造設奉獻して以て隆徳鴻業を萬世に記念し奉ることとなつたのである。

御鎮座以後皇室の御祭儀の應ずる事は申すも畏し。鎮座祭の翌二日には、天皇陛下の御名代として皇太子殿下御参拜あらせられ、同じく十一日には大正天皇の御参拜を、次いでその十五日には皇太后陛下の御参拜を拜し奉つたのを始めとして、しばしば行幸啓の御事があつた。

かくて御鎮座後の代々木の森は全國崇敬の中心と仰がれ、参拜者の數は年と共に増加し、その崇敬は遠く海外領土より、延いて世界各地にも及んでゐるのである。これ實に「よもの海みなはらから」と思召し給ふ仁慈至高の御神徳を敬仰し奉る人心の自然なる顯現に他ならない。

この年毎に仰ぎ奉る明治神宮御社頭の隆昌は、畏き事ながら明治天皇が御英邁の天資を以て、暮末國歩艱難のときに皇位



地代家賃の新統制令解説

厚生省

地代と家賃の統制は、銃後國民生活の安定上重要な意義を有するばかりでなく、一般物價統制とも緊密な關聯があり、時局下極めて緊要な事柄である。従つて昨年十月二十日から施行された地代家賃統制令(以下舊令と記す)がその效力を失ふに至つた去る十月十九日に、勅令第六百七十八號地代家賃統制令(以下本令と記す)並びに同施行規則が公布されて、地代と家賃の統制は引續き繼續して實施されることとなつた。尤も外地では本令は明年七月一日から施行され、それまではなほ舊令が效力を有することとなつてゐる(第十七條)。

本令による地代と家賃の統制は、舊令による従前のそれと大體に於て同様である。即ち本年十月二十日以前に既にあつた地代と家賃は原則として据置き、今後新築そ

の他によつて新たに定められた地代家賃についても、従前と同じく一應當事者の自由に定めることを認めて、もしそれが不當に高額な場合は地方長官が減額を命令するといふ仕組である。たゞ本令に於ては、舊令のやうに有効期間を限定せず、また今後新たに定められる地代、家賃について、それが餘り高く定められることを防止するとともに、貸地、貸家の經營に適當な收益を得させて、住宅難の今日、この點から貸家の供給を阻止してゐる原因を除去するため、新たにこの種の地代、家賃についてその適正標準を定めることとし、なほその他舊令の實施上の經驗に徴して統制の強化、徹底のため必要な規定を整備した。

以下本令の内容について簡単に説明しよう。

統制を受ける地代と家賃

本令の統制を受ける地代及び家賃の範圍は舊令と全然同様で、建物所有の目的を以て賃借され又は地上權を設定された土地(借地)の地代と、賃借された建物(借家)の建物の一部たる室を含むの家賃である(第二條)。この借地、借家については、借地法、借家法に於ける場合と異なり一時使用のためのものも除外されてゐない。

建物については、その用途・構造の如何を問はず、賃借されてゐるものはすべて本令の「借家」である。また本令の「借家」には、建物の一部たる室も含むのであるから、下宿屋、共同住宅(アパート)、ビルディング等の貸間、貸室の間、寮料も本令の統制を受ける。

次に本令の「借地」は建物所有の目的のものでなければならぬ。従つて砂利置場、荷揚場などに賃借された土地は本令の統制を受けない。これ等のものの賃料は、一般に賃料の統制を規定してゐる價格等統制令の適用を受けるのである。また農地については別に小作料統制令

が施行されてゐる。

なほ轉賃借の場合も、上述の借地、借家の要件を充たして居れば、本令の統制を受けることは勿論である。

これ以上値上げしてはならぬ地代と家賃

本令に於ては、上述した借地又は借家について、地代又は家賃の最高額が定められてゐる。貸主や借主の變つた場合にも貸主はこれを値上げすることは出来ぬこととなつてをり(第三條第一項)、また如何なる名義を以てしてもこの値上げの禁止を免れる結果となるやうな行爲をすることは禁ぜられてゐる(第十四條)。舊令に於てはこの脱法行爲の禁止規定は、「貸主は何等の名義を以てするを問はず舊令の適用を免れる爲め借主に對し借地又は借家の契約に定めざる財産上の利益を求むることを得ず」(第六條)として、たゞ積極的に借主に對して求めることを禁止してゐたのを、本令に於ては統制の徹底を期するため、廣く積極、消極兩方面に互つて禁止を擴充、

強化したのである(第三條第一項)。

借地又は借家の地代又は家賃の最高額は次の(一)又は(二)である。

(一) 昭和十三年八月四日以後本年十月二十日前に地代又は家賃のあつた借地又は借家については、本年十月二十日前に於ける最後の地代又は家賃

昭和十三年八月四日以後本年十月二十日前に地代又は家賃のあつた借地又は借家については、舊令第三條によつて各、次の如く地代又は家賃の最高額が定められて、これを値上げすることは禁ぜられてゐた。

(イ) 昭和十三年八月四日に於て地代又は家賃のあつたものについては、同日に於ける地代又は家賃(その不明なるときは同日以後の判明せる最初の地代又は家賃)。但し昭和十三年八月五日以後昨年十月二十日前に建物の増築又は改築によつて家賃に變動のあつたものについては、増築又は改築の工事竣功後に於ける最初の家賃

(ロ) (イ)に該當せざる場合に於て昭和十三年八月五日以後

昨年十月二十日前に地代又は家賃あるに至つたものについては、昭和十三年八月五日以後に於ける最初の地代又は家賃(その不明な場合及び増築又は改築によつて家賃に變動あつた場合については(イ)に同じ)

(ハ) (イ)及び(ロ)に該當せざる場合に於て、昨年十月二十日以後に地代又は家賃あるに至つたものについては、昨年十月二十日以後に於ける最初の地代又は家賃

従つて本令施行の本年十月二十日前には、この(イ)(ロ)又は(ハ)の地代又は家賃を超えたものはないわけである。

即ち、本令が、昭和十三年八月四日以後本年十月二十日前に地代又は家賃のあつた借地又は借家については、本年十月二十日前に於ける最後の地代又は家賃を以てその最高額と定めたことは、舊令によつてその借地又は借家の地代又は家賃の最高額としてゐた所をそのまま、本令の最高額としたのであつて、言ひかへればこの種の借地又は借家については地代又は家賃の最高額は据置といふことである。但しこの(イ)(ロ)又は(ハ)の地代又は家賃

は舊令の規定に基づいて地方長官の許可を受けて増額され、又はこれと反對に地方長官の命令によつて減額されたものがある。この場合はこの増額又は減額された地代又は家賃が(イ)(ロ)又は(ハ)の地代又は家賃に代るものであるから、これを當該借地又は借家の地代又は家賃の最高額とするため、本令に於ては特に前述の如く、本年十月二十日前に於ける最後の地代又は家賃」と規定された。従つてこれは決して舊令の禁止規定に違反して違法に地代又は家賃を値上げしてゐるものとする趣旨では毛頭なく、かやうな場合があれば、違反した者が處罰されるのは勿論、違法に値上げた部分は法律上無効であつて、この借地又は借家についての前述の「最後の地代又は家賃」、即ち本令の定める地代又は家賃の最高額は、依然として(イ)(ロ)又は(ハ)の何れかの地代又は家賃である。

(二) (一)に該當せざる場合に於て本年十月二十日以後に地代又は家賃あるに至つたものについては、本年十月二十日以後に於ける最初の地代

又は家賃

これは本年十月二十日以後の新築の家賃、従来自用に供してゐた建物を本年十月二十日以後貸家としたもの、又は従来農地として賃貸してゐた土地を、本年十月二十日以後建物所有を目的とする貸地とした場合等の借家又は借地についてのことである。本年十月二十日には他人に賃貸してゐない土地又は建物を今後他人に賃貸する場合も、それが昭和十三年八月四日以後本年十月十九日まで間に於て他人に賃貸した(土地については建物所有の目的で)ことのあるものであれば、それは(一)に該當するものであつて(二)には該當しない。従つて(一)に規定する地代又は家賃がその最高額となる。尤も以前に他人に賃貸したこともあるものでも、その事實が昭和十三年八月三日以前であつて、同年八月四日以後本年十月十九日迄の間には賃貸したことがないものであれば(二)に該當するのである。

これ等の借地又は借家については、舊令の場合と同じく本年十月二十日以後に定まる最初の地代又は家賃がそ

の最高額である。換言すれば當事者が自由にこれを定め得るのであつて、たゞ一度定めた後は貸主は勝手にこれを値上げすることが出来ない。又もしこれが次に述べる地代家賃の適正標準に照らして不當に高額なものであれば地方長官は貸主に減額を命ずることとなる。本令に於てはこの趣旨を徹底せしめるため、この(二)に該当する地代又は家賃は、その定められた日から十四日以内に施行規則第一條に規定する所に従つて、すべて之を地方長官に届出でねばならぬこととした(第三條第二項)。これを怠ると前述した禁止に違反して地代又は家賃を値上げしたものと同様に、國家總動員法によつて處罰されることとなるから注意を要する。

地代家賃の適正標準

適正標準設定の趣旨は、最初に述べたやうに、今後新築その他によつて新たに定められる地代家賃について、その過高に定められることを豫じめ防止するとともに、住宅難の現状に鑑みて貸家の供給を阻止する原因を除

去せんとするところにある。もとより現在貸家の新築を阻止してゐる原因としては、この外にも建築材料の入手難、適當なる敷地を得ることの困難、資金の不足等の事情がある。政府に於ても先般官民の權威者を以て設けた住宅対策委員会に諮問して、これ等の點について適切な答申を得てゐるので、着々その實現に努力してゐるが、地代及び家賃の點について政府の方針を示してその見通しを與へることは、貸家の新築を促進する上に於てこれ等の他の事情にもまして重要な事柄であるので、今回特に、今後新たに定められる地代、家賃について適正と認められる標準を示すこととしたのである(第五條)。

(一) 地代の適正標準

地代適正標準(年分)は土地價格に地方長官の定めたる率を乗じて得べき金額に相當する額である(施行規則第四條)。土地價格とは昭和十三年八月四日以前に於ける當該土地の最後の取得價格、その無い場合又はその不明

若くは不相當なときは昭和十三年八月四日現在に於ける地方長官の評價額である(同第五條)。地方長官は、昭和十三年八月五日以後貸主がその土地について改良工事を施行し又は受益者負擔金を支拂つたときは土地價格を増額し、これと反對に貸主が借地權利金を徴収したときは土地價格を減額することが出来るし、なほその他土地價格修正の必要ありと認める事情のあるときは、適當にこれを修正し得ることとなつてゐる(同第六條)。

地方長官は適正標準設定の趣旨に従ひ、地方の實情に應じて、適當な地域別に、地代支拂方法、敷金、權利金、維持費の負擔區分、借地期間等、地代を定めるに當つて前提として定めねばならぬ借地條件とともに、この土地價格に乘すべき率を定めて告示する(同第十一條)。地方廳に於ては目下しきりに準備を進めてゐるので十一月二十日頃までには各地方とも大體告示の運びに至る見込である。なほ地方長官がこの率を定めるに當つては厚生大臣の認可を受けることとなつてゐる(同第十條)。

(二) 家賃の適正標準

家賃適正標準(月分)は(一)建物價格に地方長官の定めたる率を乗じて得べき金額(二)地代又はその相當額(月割額)(三)適正なる火災保險料に相當する額(月割額)を合算したるものであつて、下宿屋、共同住宅、ビルディング等にあつてはこれに供養費(貸主の負擔する電気、ガス、水道の料金その他の供養施設に要する費用)を加算したものである(施行規則第七條)。建物價格は(一)主體建築費、(二)附屬設備費(電気、ガス、水道、下水溝、門塀、物置その他建物の使用上必要なる設備の費用)、(三)造作費(塋、建具等の普通の造作の備付に要する費用)の合計額である(同第八條)が、貸主が借家について權利金(但し賤價代の性質のものを除く)を取つたときはこれを控除する(同第九條)。

次に建物價格に乘すべき率は、地代適正標準について述べたと同様、地方長官が適當な地域別に、家賃支拂方法、敷金、權利金、修繕費の負擔區分等を前提とする條

件と共に定めて告示する。

供益費についてはその實費を認める趣旨である。

地代及び家賃の適正標準は、去る九月三日價格形成中央委員会より政府に答申したものを大體に於て採用してゐるのであつて、前述の率の決定についても、この答申が重要な参考とされる。これによると地代の率は「地代は後拂、敷金は徴收せず、借地期間は三十年」といふ條件の下に於て百分ノ四・二（地方の實情によつては百分ノ三乃至六）、家賃の率は「建物を店舗、工場等の用途に供する爲めの特別の施設に要する費用は借主の負擔、修繕費は貸主の負擔（但し普通借家の障子張替、硝子紙替の費用は借主負擔）、家賃は後拂、権利金は徴收せず、敷金はもしこれを徴收する場合は家賃の三分以内」といふ條件の下に於て、一例を木造普通借家にとれば全額建築費の百分ノ一・四（地方の實情によつては百分ノ一・五乃至〇・七〇）、附屬設備費及び造作費の百分ノ一・五五（地方の實情によつては百分ノ二・二〇乃至〇・九五）となつてゐる。

る。

次に建物の一部たる室の家賃適正標準は、居室（居住の用に供する室）については、當該建物の家賃適正標準額につき全部の居室の面積とその一部たる居室の面積との比率によつて定まる額を基準とし、居室にあらざる室についても亦これに準ずる（同第十二條）。即ち、室については面積按分を大體の基準とし、各室の位置、通風、採光等の事情を考慮して適當に定められるのである。固より借地、借家は、位置、環境、建築の巧拙、建物の經過年數、植樹、庭園の状況等によつて千差萬別であるから、すべての場合に通ずる標準を定めることの困難なことはいふまでもない。地方長官が前述の率とその前提とする條件を定めるに當つては、その地方の實情に應じて最も普遍的なる借地又は借家の條件を前提として適當に率を定めることとなる。その結果、この地方長官の前提として定めた借地又は借家の條件により難い場合、又はこれによるを適當としない場合は、實情に基

地代及び家賃の変更

(一) 地代、家賃の値上げを許される場合

地代家賃は前述の如く値上げを禁止されてゐるのであるが、特に厚生大臣の定める事由ある場合には地方長官の許可を受けて値上げすることが出来る（第四條第一項）。その事由ある場合とは、左の各號の一に該當することによつて、本令第三條第一項各號に規定する地代又は家賃（即ち當該借地又は借家の地代又は家賃の最高額）が著しく低額なりと認められる場合である（施行規則第二條）。

- 一 貸主に於て借地につき改良工事を施行し又は借家につき増築若しくは改造を爲したるとき
- 二 借地又は借家に對する租税その他の公課の増課ありたるとき
- 三 下宿屋、共同住宅その他これに類する借家につき光熱費、消耗品費等の供益費の増高するに至りたる

づいて適當に當事者が借地又は借家の條件を定めて、この條件の下に於て適當に地代又は家賃を定めることを認めることとなるのであるが、たゞその場合に於ても、實質的には適正標準により借主の負擔を加重すべからざることは、適正標準設定の趣旨からいつて當然である。故に適正標準そのものは何等強制力をもつてゐるものではないが、地方長官は新たに定められた地代又は家賃が適正標準に照らして不當と認めたる時、即ちこれによるよりも借主の負擔が重いと認めたる時は、後述の如く貸主に對して減額又は條件變更の命令を爲すこととなつてゐるのである。なほ適正標準は、今後新築の家等昭和十三年八月四日以後本年十月十九日までの間に地代又は家賃のなかつたものについて定められたもので、本年十月二十日當時に於て既にあつた地代家賃、及び借地借家の條件は適正標準によつてこれを變更する必要はないし、また明らかに借主に有利となる場合のほかは現在の地代家賃及び借地借家の條件を勝手に變更し得ないことは既に前に述べた通りである。この點間違ひのないやうに注意が必要である。

とき

四 裸貸を附貸に改める等借主の利益に借地又は借家の条件を改めたるとき

五 前各號に準ずる事情その他特別の事由あるとき
第一號と第二號は舊令と共に效力を失つたところの舊令施行規則第一條第一號及び第三號に該當する規定である。第三號は前述の如く、供養費は實費を認める趣旨から出来た規定。第四號は學、建具等の造作の備付及びその修繕費の借主負擔であつたものを貸主負擔に改めた等の場合で、従来も取扱に於て認めてゐたものを成文化した規定。第五號は舊令施行規則の第四號に該當する規定で、當該土地、建物について各種の負擔金又はこれに代る寄附金を徴收されたとか、應召軍人の家族、遺族が借主であつたため特に低廉にしてゐた地代家賃を改めようとするとき等、本令の趣旨に反しない限り値上げを認めるも已むを得ない特別の事由ある場合である。

これ等の事情があり且つ當該借地又は借家の位置、環境、用途、利用状況、地代家賃の沿革、建物の経過年數、

維持保存の状態等を考慮して、全體として現在の地代又は家賃を審査した上、これが著るしく低額なりと認められる場合に初めて値上げが許可されるのであつて、これ等の事情があれば直ちに値上げしてよいといふのではない。なほ舊令は一年間の應急暫定の措置であつたので、單に現在の地代家賃が非常に低額であるとの理由によつては値上げの許可を行はない方針であつたが、本令に於ては後述の減額命令の制限の撤廃と相照應して、既存の地代家賃の特に著るしく低額で値上げを認めることが已むを得ないやうなものは、この第五號によつて値上げを申請し得ることとなつた。

この許可申請の手續は施行規則第三條に規定してある。

(二) 地代家賃の値下げ

前述の如く、地代家賃の値上げは特に許可を受けた場合のほか嚴重に禁止されてゐるが、値下げについては本令の趣旨よりして固より何等の制限もない。しかし本

令は、現在の地代家賃はその不當なものでもこれをそのまま認めるといふ趣旨ではないのであつて、本令施行前に既にある地代家賃が著るしく不當なときや、本令施行後に新築その他によつて新たに定められる地代家賃が適正標準に照らして不當なときは、地方長官は貸主に對して値下げを命ずることが出来る(第六條)。舊令に於ては應急暫定の措置であつた關係上、昭和十三年八月四日に於ける地代家賃に對しては減額命令は爲し得なかつたのであるが、本令に於てはこの制限を撤廃して廣く一般の地代家賃に對して減額を命じ得ることとなつた。

(三) 地代家賃の定めの変更

地代家賃の定めは實際についてみると極めて雑多であつて、大多數は月何回といふやうに確定金額を以て定められてゐるが、その他にも、或ひは玄米、米、何石又は支拂時期に於ける玄米、何石の代價と定め、或ひは唐繻等に於て賣上金の幾割と定められてゐるものもある。従つて玄米等の定めを確定金額の定め、確定金額の定めを賣上

金の歩合の定めに変更する場合等は、前述の地代家賃の値上げの禁止に抵触するかどうか、その間の關係が明瞭でない場合も少なくないので、統制の徹底を期するため、今後はやうな変更をしようとするときは、すべて地方長官の許可を要することとなつた(第七條)。許可申請の手續は施行規則第十四條に規定してある。

(四) 地方長官の認可を受けた基準

と條件による室料の定め

下宿屋、共同住宅、ビルディング等は、本令第二條の規定によつて各室毎に室料の統制を受ける建前となつてゐるが、これはこの種の借家の經營に於ては不都合な場合が少なくないし、またこの種の借家に於ける複雑多様な賃條件を、なるべく統一して簡單明瞭ならしめることは、統制の徹底を期する上に於ても必要である。従つてこの種の借家の貸主の組合その他これに準ずるものは、その構成員たる貸主の經營するこの種の借家について、例へば一敷當り何十何錢以内といふやうに室料の基準及び

室のその他の貸貸条件を統制的に定めて地方長官の認可を受け得ることとし、この認可を受けた貸貸条件の下に認可を受けた室料の基準に従つて定められた室料は、これを現在の室料に代へて各該室の室料の最高額とすることとなつてゐる(第八條)。認可申請の手續については施行規則第十五條に規定してある。

地方長官は以上(一)乃至(四)に述べた許可、認可又は命令を爲さんとするときは地代家賃審査會の意見を聴くことを要するのである(第十條)。地代家賃審査會は官制によつて昨年来各道府縣に設けられてゐる。

地方長官は、また必要ありと認めるときは(一)、(三)又は(四)の許可又は認可に制限又は条件を附することが出来る(第九條)。

敷金、修繕費の負擔等、地代又は家賃以外の借地借家条件の統制

借地又は借家の契約には地代又は家賃以外に種々の條

件が伴ふ。その中には敷金、修繕費の負擔等、地代又は家賃の定めと離して考へることの出来ないものがある。これ等の條件を統制しないでは、地代家賃を統制してもその目的を完全に達し得ない。従つて舊令に於ける場合と同じく、厚生大臣の指定する地代又は家賃以外の借地又は借家の条件については、地代家賃と同様の統制を加へることとなつた(第十三條)。

この統制を受けるものとして厚生大臣の指定した條件は、敷金、修繕費の負擔、鑿、建具その他の造作に要する費用の負擔、下宿屋、共同住宅その他に類する借家に於ける供養費の負擔、地代又は家賃の支拂條件及び借主の貸主に給付する權利金、その他の財産上の利益に関する條件(施行規則第十七條)で、舊令の場合に比して供養費の負擔が追加された。

即ちこれ等の条件については、前述した許可申請の事由があつて特に地方長官の許可を受けた場合のほか、本年十月二十日前に既に地代又は家賃のあつた借地又は借家に於ては、これ等の条件の負擔に於て同日前に於ける

最後の借地人又は借家人の負擔、本年十月二十日以後新築その他によつて新たに地代又は家賃の定められるものに於ては、その最初定められる借地人又は借家人のこれ等の條件の負擔を、借地人又は借家人の不利に變更することを得ず、またこれ等の條件が不當に借地人又は借家人に不利(その地代又は家賃と併せて考慮してもなるもの)と認められるときは、地代又は家賃の減額と同様の方法によつて、地方長官は貸主にこれ等の條件の變更を命じることが出来る。

取締規定、経過規定・その他

地方長官は必要ありと認めるときは貸主に對して地代又は家賃に關する帳簿の作成を命じ、又は下宿屋、共同住宅その他に類する借家について家賃(室料、間代)其他の條件を借家の見易き箇所に掲示すべきことを命じ得る(第十一條)。その他必要あるときは貸主、借主から報告を徴し又は臨検検査し得ることは舊令と同様である(第十二條)。

なほ舊令に基づいて行はれた許可、命令又は許可申請

は本令に基づいて行はれたものと看做され(第十九條)、昨年十月二十日前に舊令第三條に規定する地代又は家賃の最高額を超えて之を定めてゐるものの回復義務(例へば昭和十三年八月四日に二十圓の家賃のものを昨年九月に二十五圓に値上げしたものは、昨年十一月分から二十圓に回復せねばならぬ)に關する舊令第十三條及び裁判、和解、調停によつて地代又は家賃を増額されたものの取扱に關する舊令第十四條並びに地代又は家賃以外の条件によつてこれ等を準用する舊令第十五條の規定は、本年十月二十日(外地に於ては明年七月一日)後もなほ效力があるの

新體制早わかり

新體制とは何か——國民の一番知りたがつてゐるこの質問に、答へるのが本書である。大政翼賛運動の本質を描く、特輯パンフレット。六四頁 五錢

目下發賣中

である。

◇
◇
以上で、十月二十日から施行された地代家賃の新統制令の概略を説明した。

今や我が國は未曾有の重大時局に際會してゐる。この時局を乗り切つて國運の伸長を圖るため、一億國民は生活の各分野に於て大政翼賛、職分奉公の實を盡し、舉國一體となつて新秩序建設の國策に協力せねばならぬ。借地、借家の關係についても、地主、家主は、土地、建物の國家的意義とその現に果しつゝある役割を自覺して、苟くも私益に走つて時局の要望に副はぬやうな行爲をなさず、また借地人、借家人も、土地、建物が國家の重要な資源であることを思つて、俗にいはいゆる「他人の物は使ひ放題」といふやうな舊體制的の觀念をこの際断然改め、雙方相協調して親睦關係を維持強化し、以て統後國民生活に些かの弛緩なからしめることに努めねばならない。

て國策の要請に基づいて實施される重要な事柄であるが、その圓滑な實施のためには、關係者がかやうな心構へをもつてこの統制に協力することが絶対に必要である。地代、家賃の新統制令の施行に際し、この意味に於て特に國民各位の協力を切望する次第である。

寫真週報 第四百十號

(十月三十日發行)

- ☆紀元二千六百年記念觀兵式
- ☆敵性香港・シンガポール
わが東亞新秩序建設を妨げんとする英米勢力の極東根據地、香港、シンガポールとはこんな所だ
- ☆陽祝 紀元二千六百年 滿洲國東京
- ☆十一月の國策
☆ベルリンを埋める三つの旗
——日獨伊三國條約成立の日
- ☆子供の當面——東京
- ☆ルックズとは——照明の常識
- ☆讀物ページ
△新書 國策五十年に際して △紀元二千六百年の復興 △新書 制憲六〇——新統制と青年 △帝國海軍の守護神——一死以て陛下の艦を救ふ △大陸は呼ぶ——長城の花嫁 △明治神宮禮堂二十年祭 △主婦の知識その他

國民徵用と國民登録制の改正

—青年國民登録の實施—

厚生省

國民徵用と國民登録は共に、戦時下に於ける人的動員上極めて重要な制度であつて、前者は昨年七月、後者は一月制定以來、國民の協力により、極めて圓滑な運用を見てゐる。しかし、最近國際情勢の緊迫化に伴ひ、軍備充實の要求に應じ人的動員の完備を期するには、現行の法令では少からず不備の點があるので、この兩制度に重要な改正が加へられたのである。

國民徵用令の改正

元來徵用は國民の權利義務に影響することが極めて

大きいので、その範圍を出来るだけ限定する意味から、従來の國民徵用令では徵用される者の範圍を國民登録の要申請者に限つてゐたのであるが、國際情勢の緊迫化に伴ひ、將來に備へるために、今回要申請者以外の者も徵用し得る邊を開いたのである。



軍の作戦等に必要なる要員は、種々雑多な職種に上り、またその充足には緊急を要するものが多いので、さういふ場合には、本條項によつて徴用命令が發動されるのである。

この場合の被徴用資格者の調査は、厚生省令第四十五號に定められてゐる通り、その都府厚生大臣から地方長官に通知し、地方長官は職業紹介所長にこれを調査登録させるのである。その際必要があれば市町村別割當をなし、市町村長の意見をきいて、資格者の連名表をつくるか、又は警察署長の協力を求める等の方法によつて選定調査登録する。その結果の報告に基づいて、厚生大臣から徴用命令が發せられ、地方長官は本人に出頭を求め、身體検査をし、家庭の事情等をきいて最後の決定をするのである。

次に従來の制度では、國の行ふ總動員業務に従事せしめるためにのみ徴用し得る建前となつてゐたが、今回更にこの範圍を擴張し、國の行ふ總動員業務のほか、工場事業場管理令により政府の管理する工場事業場その他の

施設に於て行ふ總動員業務にも徴用し得ることとなつた。

いふまでもなく軍需品は、陸海軍それらの作業範圍のみならず、民間工場にも多數發注される關係上、この方面に於ける要員の充足も切實な問題なので、この範圍にも徴用し得ることとしたのである。なほこの場合、徴用された者が相當重大な義務を負担することになるので、事業主に對しても必要ある場合は、被徴用者の使用に關し、または給與その他の労働條件について、國家總動員法第六條の規定に基づき命令を發することとなつてゐる。

民間に徴用された者の給與等は、當該事業主から支給され、その事業主の指示に従つて作業に従事するのであるが、しかし徴用はあくまで國家への義務として發せられるものであつて、配屬される工場や事業場が政府の經營になると民間の經營なるとを問はず、ひとしく國家の命令により總動員業務に従事するのであつて、徴用の性質には何等差異はないのである。

國民登録制の改正

國民職業能力申告令の改正

國民登録制に於ける改正の第一點は、従來の申告期限が申告すべき事實の生じた月の翌月末日まで、即ち最長では二月といふやうに相當長期間に亘つてをり、また失格申告も三十日といふ期間であつたために、各種の點に支障が少くなかつたので、今回これらの申告期限を總て申告事實の生じた日から十四日間に改めた。

次に第二の點は、今までは指定の職業に従事する要申告者は、居住の場所の移動を申告せず、他方指定の職業に従事せざる要申告者は就業の場所については申告しないこととなつてゐたが、今回この區別を撤廃して、要申告者は凡て居住と就業の場所について、共に申告義務を負ふことになつた。なほ技能程度についても異動申告をすることになつた。

第三點は従來召集を受けた者等令第十一條該當者は一旦失格申告をして申告手帳を返還し、再びまた新たに申告すべき資格が發生すると新規に申告して新しい申告手帳を交付されてゐたが、今回はこの第十一條に該當した場合又は該當せざるに至つた場合は、異動申告をし、舊登録カードと舊手帳をそのまゝ使用することとなつた。

第四點は、施行規則の改正によつて、相當大きな手續上の變更が規定された。それは今までは指定の職業に

國民職業能力申告令第十一條
本令ハ第六條第二條ノ規定ニ依リ申告ニ關スル規定ヲ除ク外陸海軍人ニシテ現役中ノモノ(同休士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第一項ノ規定(宗廟ニ依リ兵籍ニ歸入セラルモノ)ニ付テハ之ニ該當スル勳章ノ規定ヲ含ムニ依リ召集中ノモノ、兵籍ニ歸入セラルモノ陸海軍學生生徒(海軍預備學生及海軍預備學生ヲ含ム)陸軍軍醫、國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徴用中ノ者、陸海軍職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告スルモノ、既歸法ニ依リ勳章大臣ノ免許ヲ受ケタル陸軍醫(朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル限リ)、陸海軍ニ在リテハ陸海軍長官ノ免許ヲ受ケタル限リ、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ免許ヲ受ケタル限リ、陸海軍ニ在リテハ南洋廳長官ノ免許ヲ受ケタル限リ)及ニ該令ノ職員及朝鮮船員令ノ職員ニ關スル申告及職業能力ノ検査ニハ之ヲ適用セス

従事する者は使用者と共同申告をなし、申告手帳は使用者が保管し、使用を罷めたときは、舊使用者はその手帳で解用報告を爲し、然る後要申告者は新たにその手帳で異動申告をすることになつてゐるが、今度の改正によつて、使用を罷めたときは、使用者はその保管する申告手帳に解用の旨(解雇、退職、轉勤)とその年月日を書いてこれを本人に渡すか又は轉勤先に送り、その使用者からは申告手帳によらずして解用報告を前に申告した職業紹介所に提出することになつたのである、勿論使用者がその手帳を、所在不明その他の事由により本人に交付できないときは、解用報告と同時に申告手帳を職業紹介所に返還しなければならない。

第五點は、從來要申告者は技能を有する者を對象としてゐたが、最近の戦時體制強化に伴ひ、有技能者のほかに、未経験可働能力者も必要とするので、これら一般勞務資源の對象となる者も登録せしめることとしたのである。これは、いはゆる「青年國民登録制」と稱せらるるものであつて、これ等の者については從來の登録の仕事

方とは思ひ切つて異つた簡易な方法をとることになつたのである。

青年國民登録制

この青年國民登録制は、國民登録の一部として實施されるべきものであるから、從來の有技能者の登録と同様の目的に於ては何等異なるところがないのであるが、要申告者の範圍が一般的である點や、申告手續の簡易な點などがその特徴といふべきであらう。

一 要申告者の範圍

青年國民登録に於て申告すべき者(要申告者)は、年齢満十六年以上徴兵適齢に達しない男子のすべてである。然しこの年齢にある者でも、左のいづれかに該当する者は、この範圍から除外されてゐる。

(イ) 國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號該當

者(從來の有技能者としての要申告者)
(ロ) 徴兵猶豫を受ける學校に在學中の者

二 申告期限と申告機關

要申告者は毎年一回、九月末日現在で十月十日までに(今年だけは十月末日現在で十一月十日までに)居住地の市町村長を経て職業紹介所長に、下圖のやうな一般職業能力申告票によつて申告しなければならぬ。九月末日現在としたのは、この時期に勞務動態調査規則による勞務動態調査が行はれるので、それと一致させることが種々の點から便宜と考へられるからである。

三 申告票の配付、蒐集

從來の國民登録では、要申告者又は使用者(即ち申告義務者)が、職業紹介所長から申告票用紙の交付を受けて申告しなければならなかつた

が、青年國民登録では手續の簡易化を圖るために、申告票用紙の配付、蒐集等はすべて市町村長が勞務動態調査

職業紹介所		職業能力申告票	
大分県	中分県	職業能力申告票	職業能力申告票
一 氏名及出生	二 本籍	三 居住ノ場所	四 學歴
五 現ニ従事スル職業	六 就業ノ場所	七 給料又ハ賃金	八 因リ勞務ニ堪ヘ難キ者
九 備考	十 備考	十一 備考	十二 備考

員をしてなさしめることを原則としてゐる。申告期限ま

でに申告票用紙の交付を受けなかつた要申告者は、居住地の市町村長に申出るか或ひは直接職業紹介所長に請求することになつてゐる。これは労働動態調査員が誤つて配付しなかつた場合等の申告を防止する意味から、要申告者に請求すべき義務を負はしてゐるのである。

市町村長と労働動態調査員がいかにして申告票を配付、蒐集するかは、次のやうな手順となつてゐる。

先づ市町村長は九月二十一日までに（今年は十月二十一日まで）職業紹介所長から申告票用紙の交付を受け、労働動態調査員をして、申告期限までに洩れなく要申告者に配付させなければならない。この場合國民登録事務取扱規程に定められてゐる通り、申告票受拂簿を作成し、その受拂を明確にして置く必要がある。

労働動態調査員は、市町村長から交付を受けた申告票用紙を、擔當区域内の要申告者に、九月末日（今年は十月末日）までに洩れなく配付する。これは手数でも要申告者を戸毎に廻つて、洩れなく配付するやうにしなければならぬ。配付に際しては、唯單に申告票用紙を渡し切りでない。

登録の趣旨、記入方法を懇切丁寧に説明することが必要である。

申告票用紙の配付を終つたならば、やはり所定の連名表を作成し、申告票用紙を交付したか否かを明らかにして置かねばならない。

さて要申告者は、配付された申告票用紙にそれ／＼該當事項を記入し、労働動態調査員がこれを申告期限までに蒐集するのであるが、この際注意すべきことは、その申告票と申告控の内容を對照して調べた上、脱漏又は誤謬がないと認めたらば、検印（受領印）と割印を押捺の上、申告控を切取つて要申告者に渡し、豫じめ作成して置いた連名表中の當該申告者の氏名の下に、適宜記號を附して氏名順に申告票を一括して、連名表と共に、市町村長に提出するのである。

市町村長は各労働動態調査員から提出された申告票を取纏め、十月三十日までに今年に限り十一月三十日までに所定の送致目録を添附し、職業紹介所長に提出し、これで登録されたことになるのである。なほ労働動態調査員

から提出された連名表は、翌年の申告期限まで保管しなければならない。

こゝで特に申述べて置きたいことは、要申告者が労働動態調査員から受取つた申告控は、要申告者がこれを保管し、徴兵検査の日に徴兵官を経て前に申告した職業紹介所長に返還しなければならないことである。陸軍の規則で従來の國民登録の要申告者は職業能力申告手帳を徴兵検査の日に携行出頭しなければならぬことになつてゐるが、この建前と一致せしめたのであるから、將來徴兵検査を受ける場合は申告手帳か申告控のいづれかを所持せねばならないこととなり、萬一携行しない場合は、申告の義務を怠つてゐるものとして罰せられることとなるから、申告控のないやう充分注意せねばならない。かやうに、市町村長と労働動態調査員は、それ／＼重要な役割を持つものであるから、市町村長はその市町村内に居住する要申告者に對し、労働動態調査員又は部落會長、町内會長を通じて、この登録制の趣旨と内容の周知宣傳に努め、申告控のないやうに心掛けねばならない。

TOKYO GAZETTE

No. 5

CONTENTS

- Imperial Rescript
- Confronting the Crisis
- National Movement for Assisting the Throne
- Documents Concerning the Three-Power Pact
- Industrial Reconstruction in China
- Celebration of the 2,600th Anniversary of the Founding of the Empire

November, 1940

週報の「東京ガゼット」十一月號

英文版

定價 上巻一冊七十五錢、二ヶ年分約九圓（送料共）
普及版一冊六十錢、二ヶ年分約七圓（送料共）
申込所 東京市神田區丸の内内閣情報部東京ガゼット發行所
電話 日野部一六五、二八三番

現地報告



興亞學生勤勞報隊

ケ所で開かれた

「現地報告大會」で詳しく報告され、聴衆を感激させた。以下はその報告を精録したものである。最近の調査によつてこの地方には、鐵、石炭、石灰、金、銀、銅、重晶石、石棉、石膏、礫石、燐土、頁岩、螢石、苦灰石、耐火粘土等の物産たる資源が眠つてゐることが分りました。

大栗子鑛山は、東邊道中最大の鑛山で埋藏量約一億噸と稱される莫大なものです。しかも品位は平均六四%といふすばらしい赤鐵鑛で、世界最大の鐵産地アメリカのスーペリアル湖地方の平均品位五二%を遙かに凌いでゐるのです。

豊かな鑛産資源

滿洲勤勞報隊主任技師佐藤員
船山夏雄
われ、東大旗が配屬されま

文部省教務局では、今夏、大學生高等専門學校、師範學校學生生徒約二千五百名を以て興亞學生勤勞報隊を組織し、これを滿洲、北支、蒙疆及び中支に派遣

し、現地で約一ヶ月集團勤勞作業に従事すると共に、第一線將兵の辛苦を具さに體得させた。この貴重な體験は、このほど東京、大阪、名古屋、仙臺、福岡の五

最初の二週間は、鑛飯を腰に朝早くからあちらの峠、こちら

な有様で、結局調査が指導に變つてしまひました。しかしこの間、私等は教室では到底味へない大規模な實験を自由に行ひ、教室の理論と現場の實際とが見事一致したことは大きな喜び

教育者へ訴ふ

滿洲勤勞報隊主任技師佐藤員
佐藤 要

ウオッチ片手に記録してゆくのです。この苦力の仕事をみてみると實に漫々的内地の鑛夫の能率の約十分の一といつた所で一人で操作運轉する鑛機を二人でやつと動かすといふ具合です。それに内地の經驗者は僅か数人で、仕事は全部苦力に任せ切りで、一日に一度か二度位しか切羽(作業場)に参りません。委された苦力といふのが、能率とか、經濟とかいふことは全然考へず、傍でみてゐる私等は勿體なくて思はず教へるやう

感謝して受けて下さつたのは、私等の責任の幾分でも果したと云ふさうやかな喜びでした。私は今回の勤勞奉仕は、こちらの方から何か奉仕作業をしたといふことよりも、寧ろ滿洲からいろいろのものを自分達が與へられたといふ方が遙かに大であつたことと、同じ道にいそむ、他の學校の人達と交歓し、同じ目的のために大いに研鑽し

見學した大都市では、必ずしもその市名と一致した神社に参拜しました。宏大な境内をもつ神社は皆純日本式で、祭神はいづれもわが帝國の神々です。黒河の黒河神社は對岸にソ聯を隔む黒龍江岸の丘上に建てられてゐますが、こゝに参拜した私達の心は、たゞ皇國に生れた感激で胸がせまりました。幅六百米もある黒龍江の對岸には、赤裸々に見受けられるトーチカの列、兵營、火藥庫の赤瓦屋根、或ひは落下傘降下練習塔の立ち並ぶ

ブラゴヴェシチェンスクの街に對して、嚴然と碧空に聳ゆる黒河神社は、崇高な莊嚴美を感じさせると共に、力強い皇國の姿を券據とさせてゐました。われは北緯四十九度を越える國境線豫吳で將兵と生活を共にし二週間の作業を行つたのですが、この地で國境を守る軍將士の血のにじむやうな辛苦をまさしくと見せられました。夏期は炎熱の中に汗にまみれて猛訓練を続け、冬期は零下四十度の酷寒に身をさらし、たゞ大君の御指として日夜黙々として奮闘を續けてゐるのです。ところが、この地には慰問袋はおろか慰問の手紙も殆んど来ないといふことです。しかも不平一言いはぬ勇士達に對して、心底か

ら申請なく思ふと共に清國國民
は何をしてゐるのかと善價の念
に堪へませんでした。

等小學校に準ずる制度となつて
あります。その教授は、わが國の
國民學校案のやうな内容で、滿
語國民科と日語國民科
の時間数がほぼ一致し
てゐるのです。それ故
滿人の生徒は、君が代
宜を歌ひ、日本の建國體
操をやつてゐるのです。

しきアツアの將來は希望に満ち
ることを痛感しました。私は彼
を大にして興亞教育の重要性を
叫ぶと共に、この光榮この體驗
を、今後の生活に具現したいと
心に誓つてをります。

僕に用放してゐたのです。聞く
所によりますと、英國人は、こ
の炭坑を維持經營するために附
近に住む支那人の税金を一切負
擔し、また水道や電氣を引き無
料で支那人に使はせたり、或ひ
は小學校や教師などをつくり、
住民の氣持を上手に利用してき
たさうです。



私は福島の國民學校、優級國
民學校を見學しましたが、前者
はわが小學校に、後者はわが高

日本の若き教育者が同胞の血潮
に燃える大陸を踏みしめて教化
の任に當つてこそ、始めて新ら
途程遠き旅がしました。

私達第八中隊の参りました新
郷は現在京漢線の最南端にあ
る町で、この新郷に十日間を
り、それから更に遼瀋線といふ
支線を西に三十里、焦作といふ
石炭の採れる町にいつたので
す。この町は三十年ばかり前英
國人が附近の住民を手馴けて石
炭の採掘をさせたことから急に
發展した町であつて、英國人の
巧妙な經營政策の下に相當大規

の小孩兒(子供)のお腹がすばら
しく大きいので不思議に思つて
兵隊さんに尋ねて見ますと、食
物がなくて木の根や草の葉を食
べてゐるから消化せすにお腹の
中に残つてゐるとの事でした。
このやうに、支那人は粗衣粗食
に甘んじてゐますが、それが彼
等の繁殖を妨げず、無敵とも云
ふべき忍耐力をもつて營々とし
て一步々々前進する底力は誠に
驚くべきものと云はねばなりま
せん。誠に支那人の性格は、丁度
揚子江、黄河、珠江等の如く怒々
としてせまらず、急がぬのに、日
本人は天龍川、筑後川等の如く
急であると思ひます。この性格
が蔣介石の長期抗戰の一大原因
であることと考へ合せて、吾々
日本人は大いに考へて見なけれ
ばならぬ點があると思ひます。

反省せよ日本人

北支及冀魯豫道隊隊長
高橋五郎

私達はこの焦作へきますとき
三等列車に乗つたのですが、同
乗する日本人達は、掛けてゐる
支那人達を追拂つて自分が悠々
と腰を掛けるのです。しかし考
へて見ますと、私自身も彼等に對
してクチャンコロクといふ輕蔑的
な氣持で接してゐたことに氣がつ
いたのです。これではお互ひの接
觸が容易でないのは當然です。
河南省は古來中原といはれた
重要な場所ですが、現在は政治

的、軍事的、經濟的に非常に復
雜な特殊事情が存在し、現在そ
の衝に當つてゐる人々も特に苦
心してゐるところです。その上
河南省の住民は、非他心の強い
ので有名です。事變前日本人が
殆んど入ることを許されなかつ
たのもさうした理由によるので
す。ところがこれに反して、前に
述べたやうに英米人は宣教師を
始めとして、各種の産業開發に
既に三十餘年も以前にこの地に
入り込むことが出来たといふこ
とは私達の大いに考へなければ
ならない所です。現地における
邦人の活躍は決して成功とはい
へません。私達が彼等に對して
チャンコロクなど云つて輕蔑し
てゐる内に、英人や米人は彼等
の内に根強い勢力を扶植して
つたのです。現在北京にある幾

つかの大學の教授は殆んど在留
三十年にも及ぶ外人ばかりで
す。彼等は支那語を自由に話
し、支那の事情をよく理解して
ゐるのです。私達は今後餘程し
つかりした信念と、支那や支那
人に對する正しい理解を以てし
なければ到底何事も爲し得ない
事を痛感させられました。

支那人の粘り

北支及冀魯豫道隊隊長
小笠原敬順

私達第七中隊は八月十日濟南
を出發、泰安にゆき、翌十一日
中國第一の靈巖泰山に登りしま
した。高さは約一千五百米に過
ぎませんが、山容巍々として全
山奇巖怪石に富み、山中名所佳
觀が頗る多いところでした。こ
の泰山に登る道は麓から頂上ま

で全部石段で、その数が一萬七
千あるといはれ、幅約二間のす
ばらしい立派な階段がずつと
雲の彼方に消えてゐます。一
段一般ふみしめて登つてゆく
と、次第に銃の重みが肩にめり
込み、足は疲れて股は痛むし、
遂には石段を腹ばひになつて登
る者さへ出てきました。この一
萬七千の石段は私達にとって、怨
みの的でありましたが、これこそ
は支那人の粘り強い性格を現は
す最もよいものだと思ひました。
この粘り強さを現はす今一つ
の例として支那人の生活力
があります。私達が参りました
時でも日中は百二十度ありま
したが、そのやうなもの凄い暑
さも一向氣にせずこれに耐へる
力を持つてゐます。更に第一線
へまいりました時、支那の田舎

の小孩兒(子供)のお腹がすばら
しく大きいので不思議に思つて
兵隊さんに尋ねて見ますと、食
物がなくて木の根や草の葉を食
べてゐるから消化せすにお腹の
中に残つてゐるとの事でした。
このやうに、支那人は粗衣粗食
に甘んじてゐますが、それが彼
等の繁殖を妨げず、無敵とも云
ふべき忍耐力をもつて營々とし
て一步々々前進する底力は誠に
驚くべきものと云はねばなりま
せん。誠に支那人の性格は、丁度
揚子江、黄河、珠江等の如く怒々
としてせまらず、急がぬのに、日
本人は天龍川、筑後川等の如く
急であると思ひます。この性格
が蔣介石の長期抗戰の一大原因
であることと考へ合せて、吾々
日本人は大いに考へて見なけれ
ばならぬ點があると思ひます。

へまいりました時、支那の田舎

居留民は宣撫班

中支宣撫隊員 飛鳥居昌乘

上海では、哨兵の前を通る者は外人を除いて日支人はすべて會標をして通りますが、支那の青年や姑娘に限って絶対に頭を下げないのです。頭を下げないばかりでなく、彼等の態度にはかくし切れぬ現代に對する不満の色がうかがわれました。彼等は生れてから今まで、抗日排日侮日の教育の中に育つてきたのであつて、今なほ全支那青年層には排日の念は去らないのです。一般民衆も亦、大理想實現の一翼に参加してゐるとは言へない方法であります。我々は何等かの方法で、心から心服するやうにしなければなりません。

この重大な宣撫は今どう行はれてゐるでせうか。私の見聞した範圍では、まづ第一に軍隊による宣撫で、皇軍の進む所宣撫班もまた進んで着々と宣撫工作をしてゐます。又軍の醫科班は支那民衆に仁術を施してをり、我々の行つた南京・鎮江・上海にも病院が建てられ、盛んに中國人の利用する所となつてゐます。又特務機關も宣撫に従事してゐます。しかし軍隊はあくまで軍隊であつて、宣撫は附加的なものであるのは免れないのですから、軍隊に宣撫のすべてを委ねるわけにはゆきません。次に宗教による宣撫はどうでせう。阿片戦争以來、歐米諸國から植民地視され、歐米諸國はキリスト教を以て政策的に支那各地に教會を立てて利益擧取

の一步としたので、これ等の教會は今なほ各所に抗日敵性の魔城として良民を操つてゐるのです。しかし今度は逆に日本佛教が大舉して中國民の心底に潜む佛教思想を自醒まして、宣撫の一手段としたならば非常な効果があると思ふます。第三は民間による宣撫です。我々は上海對岸の浦東の「中國婦女協進會」を訪問しました。こゝは山岸姉妹の經營で浦東の女兒七八十名を集めて、ミンソン裁縫・縫物・遊戯・日本語等を教へてゐるのですが、この門をくぐるや暖い雰囲気包まれたのです。私は子供の一人に「あなたはいくつ？」と聞くと、もどかしい日本語で「十一歳です」と答へるのです。私は豫期せぬ所に支那の愛らしい子供に取

巻かれ、しばらく茫然と笑顔を返して立つてゐたのであります。この子供が中國の母となる頃にはどんな平和な支那がアジアが出来るのであらう」と今更ながら宣撫の力の威大さを痛感したのであります。しかし現實の問題として我々は何もつと手近の所に宣撫がある筈と思ひます。大陸の居留民はすべて宣撫官になつたつもりで支那人に對していたゞきたいのです。從來の渡支者は餘りにも利己・私利の觀念が強過ぎたのであらうか。「虎の威を藉る狐」のやうに振舞つた人が事實あつたのです。我々はこの際、東亞新秩序の建設には支那人の宣撫が如何に重要であるかを辨へ、大國民の襟度を失はないうやうに手近い宣撫をなすべきであります。

部落會・町内會等の整備について

内務省

一 整備の意義

大東亞共榮圈の確立を目指し、世界新秩序建設の使命に向つて確固たる進路を決定した我が國は、今や、一日も速かに高度國防國家體制を完成しなければならぬ重大な時機に際會してゐる。高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、この目的に向つて國家の凡ゆる制度と國民の總力を集結することこそ新體制の任務であるといはねばならない。もとより新體制の確立は、凡ゆる國家の分野に互つて實現されなければならぬが、その最も重要な基礎をなすものは萬民翼賛の國民組織の確立である。一億同胞をして生きた一體として齊

しく大政翼賛の巨道を完うせしめる組織である。また國家新體制の確立に當つては、國家の行政組織の上にも行政能率の刷新上必要な整備が要求される。従來中央の行政機構については幾度か制度の改革が行はれてゐるが、今日國家の行政力を強化する爲めには、常に國民との接觸點に立ち行政の運用を擔當する地方行政の下部機構についても戦時に即應する充實強化が圖られなければならない。

今回内務省訓令で、部落會・町内會等の整備擴充を企圖したのも、國民の生活基礎である隣保生活を組織化し、この組織を通じ國民精神の鍊成と國政萬般の透徹と運用とを圖り、以て敍上の國內體制確立に副はんが爲めの基

礎工作に外ならない。即ち部落會・町内會等の組織は、一つには國民を地域的に組織化し、各、その日常生活に於て國家に奉公を全うせしめる組織であり、この意味に於ては部落會・町内會は萬民翼賛の國民組織の地域的基礎をなすものといふことが出来る。また一つには、部落會・町内會は、國家行政の下部機構として整備しようとするものであるから、この意味では部落會・町内會は市町村の下部組織として國家行政萬般の透徹とその圓滑なる運用を確保する任務を果すものである。

二 沿革と現状

部落會や町内會・隣保班等の組織は、或ひは古い隣保團結の遺風の上に、或ひは佳民生活の現實の要求に應じて今日まで自然の成長發達を見て來てゐる。即ち、農村の部落は昔から隣保共助の美風に結ばれ、殊に徳川時代に自然村として永く培はれて來た歴史的感情の中に、精神的結合の紐帯があるのである。明治維新後町村制實施の際、法制上部落を認めず、今日の町村に合併を強行

して以來、部落に對しては長く解體方針が採られて來たにも拘らず、部落は農村に於ける生きた現實の生活單位として、その生命を維持して來た。また町内會は、多くは都市生活に於ける住民の親睦團體又は自警團體として發生し、次第に都市行政の補助組織として公共的色彩を帯びるものとなつた。殊に區域も廣く、市民の離合集散の常ない大都市では、町會や隣組の組織は、荒んだ都市生活の中に隣保相扶の醇風を注入し、個人主義生活の缺陷を補ふものとして近來著るしく發達した。

また今日の隣組の沿革をなす五人組、十人組等の隣保組織は、遠く大化の改新の五保制度に淵源を有し、豊臣時代を経て徳川時代には五人組制度として、當初は浪人や異教者の取締等犯罪の檢察や治安の維持に、進んでは納税、勤儉貯蓄、互助共濟等の民生全般に互る施政の上に活用され、今日なほ都市農村を通じての遺風を存するものがある。このやうな舊い隣保團結の醇風も、明治以後、個人主義の風潮が輸入されると共に漸く衰微を辿つたが、その後再び隣保團結を基礎として部落常會を普及し

部落活動を促進して、これを地方振興の上に活用しようとする努力が、教化運動、農村經濟更生、選舉肅正等の諸運動となつて復興し、近くは事變下に於て國民精神總動員の實踐網の組織運動が活潑に展開された。

殊に支那事變發生を契機として部落會や町内會は統後の後援、國民防空をはじめ貯蓄の實行、物資の増産、供出、配給、消費の規正、生活の刷新、切符制度の實施等、重要國策の遂行の單位として大きな意義と任務とを與へられるに至り、その整備は今ではあらゆる國家行政の運行の上から不可欠のものとなつた。斯うして最近では全國廣範圍に亘つてその組織の結成を見たのである。昨年十二月現在の内務省調査によれば、部落會・町内會設置数は

市部	三五、一八八(組織率七割三分)
町村部	一五六、一七八(組織率八割九分)
計	一九一、三六六

の多きに達してゐる。しかるにその整備指導の方針は地方的に區々で、その組織構成等にも尙不備缺陷があり、

所期の活動的機能を發揮するに至らぬものも少くなかつた。

この現状を見ると、全國一貫せる整備指導方針の下に、速かにその全國的整備を完成することが刻下の急務である。今回の内務省訓令に定められた「部落會・町内會等整備要項」は、本制度整備の目的と組織の大綱を示したもので、これによつてその全國的整備が速かに實現せられることを期待するものである。

三 目的と任務

本制度の整備に當つては、先づその目的と任務とを明確にすることが必要である。従來部落會・町内會等の整備の必要は種々の異つた國家の要求に應じて唱導され、またその組織は地方によつてそれ／＼發生の動機や沿革を異にするため、その指導方針にも、とかく統一を缺く憾みがあつた。しかし部落會や町内會は、地域的國民組織として、その任務は一部特定目的のためだけに提はれるものではなく、國家の全般的要求を満たす綜合的

な目的に従ふものでなければならぬ。

以下今同定められた部落會・町内會の目的を説明しよう。

一 隣保團結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ
萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシム
ルコト

部落會・町内會は、我が國固有の隣保團結の精神を基調として市町村内の全住民を組織結合するものである。隣保團結の精神は、我が國古來の尊い美風であり、自治の根柢として國民團結の基礎を築く力である。全國民一家族の如く隣保苦樂を共にし、相扶け相携へて努力するところに我が國固有の力強い國民的團結の姿がある。部落會や町内會はこのやうな隣保團結の精神の生きた結晶であると共に、市町村の全住民を内部から一體化するものでなければならぬ。このことこそ、市町村の行政を、眞に住民生活に即應せしめ全國民を有機的一體に結合する所以である。

かやうに隣保團結の精神を基調とする部落會・町内會

は、萬民翼賛の本旨に則り地方共同の任務を遂行する

を以てその本質的任務とする。未曾有の重大時局に直面し、全國民が協心戮力その總力を發揮し、確固たる國內體制を確立せんがためには、先づ隣保團結の精神を基調として、全國民を地域的に組織化し、これを國民組織の固き基礎として、國體の本義に基づき萬民翼賛の眞姿を顯現しなければならぬ。即ち全國民は先づ部落會・町内會・市町村の構成員たるの自覺を以て、隣保相協力し公共の任務を遂行し、各、その職分に應じ、その日常生活に於て國家奉公の誠を盡すものでなければならぬ。また部落會・町内會に於ける地方共同の任務はすべて國家目的を基調とし、これに歸一する如く遂行されなければならぬ。これが今日の地方自治の國家的使命であり、この組織が萬民翼賛の國民組織の基礎たるべき所以である。

二 國民ノ道德的鍊成ト精神的團結ヲ圖ルノ基礎組織
ヲシムルコト

先づ部落會・町内會の組織を通じて國民の道德的鍊成

が圖られねばならぬ。即ち住民は隣保相扶の美風を發揚して協同輯睦し、協同生活の實踐的訓練と陶冶により、相互によく切磋琢磨して、その生活の醇化と道德の向上を圖らねばならぬ。國民が眞に隣保生活から進んで國家公共の意識に目醒めるならば、日常生活の分野に於ける個人本位の行爲はその跡を絶ち、經濟生活部門に於ける非國民的行爲などは地を拂つて、眞に國民俱に憂ひ俱に樂しむの健全なる國民道德が實現されるのである。

即ち部落會・町内會は、國民各自がその日常に於て個人主義的生活を脱却し、公益優先の全體的立場に立脚する眞の國民的性格に鍊成される訓練の組織たらんとするのである。

また部落會・町内會は國民の精神的團結の基礎組織とならねばならぬ。今や一億一心全國民心を一にし、その力を合せて國家の重大時局に當るべきとき、時艱克服の剛健な精神的團結の氣魄は深く國家の基礎より盛り上らなければならぬ。即ち隣保團結を基礎とする部落會・町内會の結合は、國民の精神的結束の紐帶となり、全國民

の一體的團結を築き上げる基礎でなければならぬ。隣保の團結こそ一億一心を生み出す力である。かくして部落會・町内會は盛り上る國民活動の源泉となり、その精神的温床となり得るのである。

三 國策ヲ汎ク國民ニ透徹セシメ國政萬般ノ圓滑ナル
運用ニ資セシムルコト

今日廣汎多岐に亙る國家行政の運行に當り效果ある結實を期するためには、普く國民の各層に向つて國家の行はんとし、また求めんとする意圖を敏速に透徹せしめ、國民をして欣然國家意圖に参加せしめる態勢を整へなければならぬ。斯様な國家の意圖は、單に既存の行政機關を通じて一片の示達によつて命令的に傳達するだけではなく、更にその下に組成された部落會・町内會のやうな、住民の結合組織を通じて、はじめて全國民各層の末端に至るまでよくこれを消化吸収せしめ得るのである。またこの組織を通じてよく國策の趣旨の存する所を徹底せしめ、住民の深い理解に基づく力強い自發的協力を喚起して、國民滿幅の信頼と支持の上に國政の圓

滑なる遂行を期すべきである。即ち部落會町内會は、市町村の下に國家行政運用の下部組織として、常に國民生活との接觸點に立ち、行政運用の滑車たる役割を果たすべきものであり、或ひは國策の透徹機關として、或ひは國民の國策實踐の組織となつて活動しなければならぬ。

四 國民經濟生活ノ地域的統制單位トシテ統制經濟ノ運用ト國民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

部落會・町内會等の組織は、これを國民經濟生活の側から見れば、その地域的統制單位を形成するものである。殊に今日のやうに、既往の自由經濟が戰時計畫經濟に再編成されようとする轉換の時期に當つては、先づ國民生活の地域的經濟單位が確立されなければ、統制經濟の圓滑な遂行を期することは出来ない。

農村に於ける部落は、本來、住民の農業生産活動を中心として結合した農村生活の協同體であり、住民の生産消費兩生活の基點となるものである。殊に戰時體制下に於

ける農村部落は、農業生産の綜合的計畫化を實現し、その協同化を促進する單位として、重要食糧品の増産、供出、生産資材並びに生活必需品の配給、消費生活の規正等の任務を遂行しなければならない。また都市生活に於ては、經濟生活に於ける生産部面と消費部面は概ね分離され、都市生活を共同的に一貫するものは住民の消費生活である。従つて都市に於ける町内會は經濟的には消費生活の組織として、統制經濟の下に於ける物資配給、消費規正の單位とならねばならない。

殊に最近では統制の強化に伴ひ、生活必需品等の必要物資の配給について切符制度が採用され、部落會・町内會、その下に在る隣保班がその配給單位として活用されるなど、現實に於けるその經濟的任務は頗る重要性を加へて來たのであつて、將來一層統制分野の擴大されることを豫想すれば、他面に於ける配給機構の地域的整備と相俟つて、速かにその組織の確立が望まれるのである。又都市農村を通じてのやうな消費統制の進展は、また必然に住民生活の刷新合理化とその協同化とを必要

とするやうになる。この意味に於ては部落會や町内會は統制經濟の強化に即應する國民の新生活體制を實現し、戰時に相應しい國民生活の建設に貢獻すべき積極的任務を有するのである。

四 組 織

部落會・町内會及び隣保班の組織整備の基準は今日の組織の現状を參照し、國家の必要な統一的要請を基礎として定められたものである。従つてこの組織を廣く全國に行きわたらせるやうにする一方、既存の組織についても十分再檢討を加へ、その區域構成等が不適當と認められるときは必要な再編成を行ふ必要がある。またその整備に當つては徒らに劃一主義に流れて地方的な長所や精神的結合を破壊することがないやうに留意し、また單に形式的整備に墮することのないやう國民の深い理解と自發的協力に俟たなければならない。

一、部落會及び町内會

市町村の區域を分ち、村落には部落會、市街地には町内會を組織する。即ち兩者の區別は、實質的な土地の條件に従つて定められる。

名稱と性質

部落會又は町内會の名稱は地方によつて適宜に定めてよいが、少くともその本旨を示すものたる必要がある。農家組合、衛生組合、防犯組合等を部落會・町内會の名稱とするのは適當と認め難い。

部落會・町内會は、部落又は町内の全住民を以て組織する地域的の組織であると共に、市町村の補助的の下部組織たるものである。即ち部落會・町内會は、部落又は町内の全住民を構成分子とする自主的團體たる地域的綜合組織であることがその本旨である。また部落會・町内會は一面市町村行政の補助的の下部組織として、市町村の各種の行政事務の委託を受け、市町村行政の補完的任務を遂行するものである。

2 區域

部落會の區域は「地域的協同活動を爲すに適當なる區

域」を基準とし、「行政區その他既存の部落團體」(例へば農事實行組合等の部落農團體)の區域を斟酌して明確に決定することを要する。かゝる農村住民の協同生活單位は大體に於て自然部落によるのが通例であらう。町内會の區域は原則として都市の町若くは丁目又は行政區の區域によるべきものとされる。但し事情により例外的場合を認め得る。また部落會又は町内會の戸數に著しい相違を生ずるのは好ましいことではないから、なるべく「區域内の戸數」をも考慮に加へ、その區域を定めるのを適當とする。

次に部落會・町内會の活動を総合的に強化するために、各種團體との緊密な連絡を必要とする。従つて、行政區その他部落又は町内會を單位とする諸團體の區域を整備した部落會又は町内會の區域と一致するやう、整理統一を圖ることが必要である。

3 町内會聯合組織

都市に於ける町内會の數が相當多數に達し、市町村と町内會との間に町内會の中間聯合組織を設けるのが便利

な場合がある。こんな場合には適當な區域(例へば學區)によつて聯合會を組織することが出来る。然しながら市町村(或ひは六大都市の區)全體を區域とする聯合組織は、市區町村長が町内會を一元的に統轄する見地から、また後述の市區町村常會が町内會の連絡統制を圖る上から、これと對立的な存在を必要としないから、これを認めないこととした。

4 役員

部落會・町内會等の完き運営が、指導者その人に存することは論を俟たない。従つて部落會・町内會の代表者たる會長の人選に當つては、區域内の信望ある指導的人物であつて、よくその運営に専念し得る者を選任するやうに努むべきである。なほその區域が行政區と一致するときは、部落會長・町内會長と區長は同一人とするを適當とする。會長の選任は、地方の事情に應じ従來の慣行に從つて、部落又は町内住民の推薦なり選舉の方法によるのが適當とされるが、少くとも最後的には市町村長の選任乃至告示の形式に依ることが、市町村長の部落會・

町内會に對する統轄の上から必要である。その他部落會や町内會のやうな小團體にあつては、名義だけの役員のやうなものなるべく置かず、必要に應じ事務を處理すべき職員を置くことが適當である。

5 部落常會と町内常會

部落會と町内會は、さきに掲げた大目的を達成し、物心兩面に互り住民生活各般の事項を協議懇談するため、それ／＼部落常會・町内常會を開設する必要がある。部落常會・町内常會は會長の招集により全戸集會することを原則とし、その範圍も世帯主に限らず家族全員に及ぼすべきである。たゞ事情により區域内の全戸が集會せず、隣保班代表者だけで常會を開き得るが、この例外は、戸數が多く全戸集會するに適しない場合のみに限られなければならない。部落會と町内會區域内の各種の會合は、なるべく前記常會に統合して、常會を眞に部落町内の綜合協議機關たらしめ、とかく會合が多過ぎるといふ煩を省くべきである。

部落常會・町内常會は少くとも毎月一回これを開催す

ることを要する。

二、隣保班

隣保班は部落會又は町内會の隣保實行組織であり、その名稱はその本旨を示す限り適宜とする。隣保班の結成により、眞に向ふ三軒兩隣りが相結び相親しむところの隣保生活が組織化され、部落會・町内會の活動が強化され、全國民が漏れなく國家活動に動員されるのである。隣保班は十戸内外の隣接戸數を以て組織すべきであるが、古來の五人組、十人組等の舊慣中尊重すべきものはなるべくこれを採用することとし、その他家庭防空、隣保組織等既存の組織との一體化を圖るべきである。隣保班の構成は隣保協力の見地から地理的關係に從つて定むべきであるが、その範圍内に於ては住民の職業關係をも合せて考慮に加へる必要がある。

隣保班には代表者(名稱適宜)を置くこととする。代表者の選任は班員の推薦、互選、輪番等適宜とする。隣保班も部落會・町内會同様の趣旨の下に、常會を開催す



すべきである。殊に部落常會・町内常會が隣保班代表者の常會である場合は、隣保班常會は重大性を有する。隣保班にあつても必要があれば中間聯合組織を設け得るが、部落常會・町内會を全區域とする聯合組織は固よりこれを認めない。

五 運 營

1 部落常會と町内會の統轄指導

部落常會・町内會は市町村を内部的に構成する下部組織たるものであるから、その活動は當然市町村長の統轄指導下に置かるべきものであり、またその組織を通じて市町村全住民が一體的结合に組織され、市町村の融合統一が實現されなければならない。従つて部落常會・町内會の活動は市町村の統一を害しない範圍に、その限界を持つべきものである。

また部落常會・町内會は全住民を構成分子とする地域組織であるから、その活動は常に全住民の積極的協力を基礎とすべきものである。部落常會・町内會が一部役員又は有

志等の少數者の手によつて私され、また不純な政治運動に利用され、全住民の關心から遊離し、その信用を失墜するやうなことは、その本質を没却するものであつて、その運営に當り最も警戒を要するところである。次に部落常會・町内會が市町村の補助組織として活用されるに當り、徒らに必要の度を越えてその委託事務量を増大し、その事務的負擔を過重ならしめることは、部落常會・町内會の本來の自主的活動機能を減殺する虞れがあるから、この點市町村當局者は深甚の考慮を要する。更に部落常會・町内會の會計事務については會費の徴收を合理化し、冗費を節約して住民が負擔過重に陥ることを防止し、またその取扱については一層自主的監督方法を強化徹底すると共に、市町村長に於ても隨時必要な監督措置を講ずることとし會の信用の保持と住民の負擔の保護を圖るべきである。

2 常會の運営

部落常會・町内會・隣保班がよくその使命を達成し得るや否やは、常會の運用如何に俟つ所が多であるから、常

會の運営と指導には格段の努力が拂はねばならない。そも、常會は我が國古來の自治慣習に由來し、我が國固有の自治精神に立脚するものであつて、その本義は和衷協同の精神的結合を前提とする隣保協同社會に於ける全住民の集會たることに在る。常會の開設は、かやうな舊い慣習と美風が眞に現代にその生命を活かし、新しい時代に適應する如く運営されなければならない。即ち常會の開催に當つては住民相互の和衷協同を前提とし、十分意思の流通を圖つて懇談裡に協議を遂げるべきであり、また常會を通じ住民相互の教化啓蒙と切磋琢磨によつて、物心兩面に互る住民生活の充實向上が圖られ、上意下達、下情上通が圓滑に調整され、また各種の實行、申合せにより、住民の協同實踐が自律的に確保されなければならない。又常會を通ずる上意下達に當つては形式に墮せず、下情上通に當つては放恣に流れず、精神主義にのみ偏つて住民の實生活を遊離することなく、また物質主義に傾いて精神的協和を缺くが如きことのないやう、常に住民生活の實際に即し永續性を有する健全明朗

な運営が圖られねばならない。かくして常會は眞に住民錬成の道場たり、國民活動の源泉たる意義を全うし得るのである。

3 各種團體との關係

部落常會・町内會は地域的綜合組織として、地域内のあらゆる公共的機能を達成すべき綜合目的を持つものであるから、その活動は、産業、經濟、教化、醫防、保健、衛生、社會施設その他時局關係事務等住民の共同生活に關聯する各般の事項に互るべきものである。従つて必要に應じ、部落常會・町内會の組織に各種の部制を設ける等の方法によつて區域内各種團體の機能の統合を圖るべきである。

市町村に濫立する各種團體自體の廢合の問題は、別途に考究しなくてはならないが、これがためには先づ部落常會及び町内會に於て可及的に實質的統合を圖ることとし、これによつて部落常會・町内會の活動を一元的に強化すべきである。殊に純農村に於ける部落常會と部落農業團體との關係に於ては兩者の區域を統一し、人的組織の結合を圖り

常會を共通ならしめる等、その調整を図ることが最も緊要である。

4 中堅指導者の育成

部落會・町内會の運営の如何は一に指導者の適否に存するといつてよいから、その内部的指導力の充實を圖るため中堅指導者の育成訓練に努めることが緊切である。これがためには、區域内の信望ある指導的人物を積極的にその活動に参加協力せしめること、また青壯年層より自覺ある活動分子を育成訓練することが必要である。内務省に於ては今回國費の助成により道府縣を中心として部落會・町内會の中堅人物の計画的育成訓練を圖ることとしたのである。

六 市町村常會

1 市町村常會の構成

市町村(六大都市にあつては區)に市町村常會(六大都市の區にあつては區常會)を設置する。その構成員は市町村長(六大都市の區常會は區長)を中心とし、部落會長又は町

内會長(町内會聯合會あるときはその會長を以て代へる)及び市町村内各種團體代表者その他適當なる者であるが、この適當なる者は關係官公吏、市町村會議員、學校職員及び學識經驗者等の中から選任することが出来る。各種團體代表者その他適當なる者の選任の範圍は、なるべくこれを限定し會の構成を可及的少數とし、會議の形式化を防止すべきである。構成員の選任者は市町村長である。

2 市町村常會の任務

市町村常會は、市町村の綜合協議機關として、市町村に於ける各種行政の綜合的運営を圖り、その他市町村の綜合目的を達成するため必要な各般の事項を協議するを以てその任務とする。市町村は本來その全住民生活を包攝する綜合的な行政團體でなければならぬ。しかるに實際に於て市町村には幾多の團體が発生し、市町村の行政は從來やゝもすれば法律自治の範圍に終始する觀を呈し、住民の實生活と遊離する傾向を生じてゐる。又今日では市町村民の生活は、すべて國民生活として國家目

的に即し規律せらるべきものである。今回市町村に市町村常會を設置したのは、その統制下に部落會・町内會等の下部組織と市町村内の各種團體を置いて市町村の綜合指導力を強化し、市町村の行政を眞に住民生活に即應せしめると共に、市町村全住民を國家目的の遂行に協力せしめんとするに外ならない。市町村常會はかやうな市町村の綜合協議機關であるから、法律上の權限に基づき市町村の意思決定の議決機關たる市町村會とは、自らその性質と任務を異にするものである。而して市町村常會はその使命遂行に當り、行政の綜合的企畫の樹立とその實行上の連絡、各種團體相互間の連絡調整、部落會又は町内會に對する指導連絡等を圖るに十分活用せらるべきものである。なほ市町村常會は少くとも毎月一回開催することを適當とする。

3 市町村内各種委員會の統合

市町村常會の設置により従來市町村に設置された自治振興委員會又は選舉、公正委員會等はこれを廢止することとし、その任務は市町村常會に於てこれを統合繼承せ

しめることとした。

その他市町村に設置される各種の委員會にして統合し得るものはこの際成るべく實質上これを市町村常會に統合し、市町村常會の綜合的機能發揮せしめることとなつた。

むすび

以上部落會・町内會等の整備と運営に關し概略の説明を終つたが、要するにこれ等の關係協同組織は法律的な權義觀念を以て運営されるべきものではなく、また形の上の整備のみを以て満足すべきものではない。國民が學つて國家奉公の至誠に燃え、眞に職業や階級の増進を超えて協同生活の眞義に徹底し、自らその育成に當るに至つて始めてその激刺たる活動が促進されるものと信ずる。この組織が眞に國家の要求に適合し、國內新態勢に即應して重大なる使命を果し得るや否やは、正に今後の育成に對する國民の熱意如何に懸るものといはなければならぬ。

露光量違いにより重複撮影

文部省推薦圖書紹介 一 概観

◇機械化兵器讀本(吉田四郎著) 世界各國で軍機械化の志實が競はれてゐる時本書は機械化が如何に必要であり、急務であり威力あるものであるかを國民全體に深刻に認識せしめ、それによつて機械化部隊建設の促進を企てると共に、全國青少年達がこの盡忠報國の猛訓練に勇躍して馳せ参せんことを熱望して書かれたもので、戦争の歴史的發展、世界各國の戦車装甲車、世界の代表的合戦に於ける作戦上の用法及び批評、戦車防禦の構造、内海防禦法、戦車運用の日本化の必要等が多くの圖解等を以て興味深く説明されてゐる。(巻頭二七頁、定價二冊三〇錢、送料一〇錢、發行東京市神田區西神田一ノ二二 東京日報社)

◇日本近代外交史(丸山國雄著) 本書は明治政府の成立から日韓併合に至るまでの日本外交の發展を敘したものである。本書の特色は琉球、臺灣、朝鮮問題を中心に日清戦争への發展經過を三國干渉及び條約改正の經過を詳細に記述して以て當時の國民の

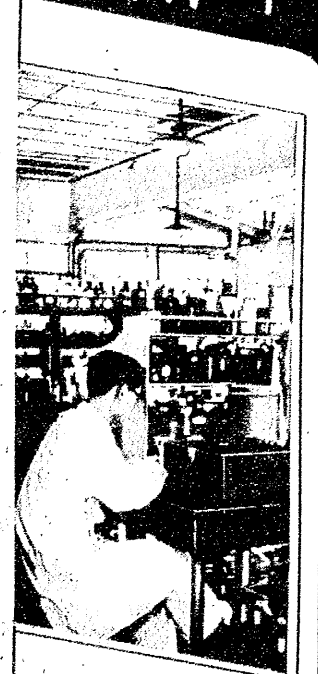
外交に對する熱意を鮮明にした處に存する。この外日英同盟の成立及びその後の發展や日露戦役に至る日露關係の發展等が記述されてゐる。史實は正確にして讀み易く簡潔にして要を得てをり明治外交の輪郭を知る上に手輕な讀物である。(二八四頁、定價九五錢、發行東京市神田區西神田二ノ二二三 講義社)

◇宇宙旅行(光川久著) 本書は、宇宙旅行と題して假設のロケットに搭乗し、月世界の探險を手始めに、著者自身が運轉手となり、説明役の格で、同乗の少年少女達に逐次天體の有様を見學せしめるやうに書いたものである。著者の温密ある専門の學理を基調とし、加ふるに著者の兒童の世界への深い關心によつて書かれてゐるだけに、讀むものをして、何時か自分は此の地球から離れて、宇宙を飛揚してゐるの感を抱かせる程の興味ある書き振りは、從來の科學讀物としての難事を氷解して餘りあるもので、小學高學年、中等學校一、二年間の科學讀物としてすゝめたい。(四六六頁、定價二冊一四四錢、發行東京市神田區西神田一ノ二五 國文堂新光社 昭和六年六月四日)

昭和十五年十月三十日印刷發行	週報	定價	一部 五錢(送料別)
編輯部	東京市神田區	所 込 申	内閣印刷局發行課
印刷部	東京市神田區	價	電話九ノ内三五一九
發行所	東京市神田區	注	振替東京一九〇〇番
		御	東京市神田區西神田一ノ二三
		意	振替東京九三九〇番
			各書店・驛賣店

▲本誌より轉載の場合は必ず「四角印」を何處かに「轉載」の旨を明記し、且つ右轉載誌を内閣印刷局に送附し、送料を請求して下さい。
▲本誌記事の無断轉載は断り致しません。
▲本誌記事に對する御意見や商榷に關しては、御意見も週報編輯部にお知らせ下さい。
▲本誌を他へ送附の場合は郵費一部五錢を申し添へて下さい。
▲本誌へ廣告御希望の方は内閣印刷局へ

新革の劑母酵



從來の麥酒酵母は麥酒釀造の副産物なるが故に保有するビタミンB量は自ら制限せられ、強力なるものを得ること難し、「わかもと」は特にビタミンBを多量に集積する特殊の酵母菌を發見してアスペルギルス菌を併せ製劑せるものなるが故に、ビタミンB1・B2複合體の含量に於て、藥用酵母劑の從來の標準を遙かに突破するに至り、
されば本劑が他に豊富なる栄養素、消化酵素と相俟つて發揚する治療及營養上の卓越せる効果は藥用酵母劑の廣大なる應用領域を開拓するものにして、酵母劑の主効をビタミンBに求むれば、本劑の躍進は即ち酵母劑の革新とも謂ふべきなり。
〔主効〕一般腸胃障礙、脚氣、神經衰弱、糖尿病、腎臟疾患、肺結核、乳兒發育不全、母乳不足。

粉末 入五十九 入五十七百二

とまかかわ

とまかかわ 養育と養食の會

露光量違いにより重複撮影

文部省推薦図書紹介

戦後教育の発展に資するものとして、文部省は推薦図書を選定し、その普及を期す。本書は、戦後教育の発展に資するものとして、文部省は推薦図書を選定し、その普及を期す。本書は、戦後教育の発展に資するものとして、文部省は推薦図書を選定し、その普及を期す。

外交に對する誤解が、鮮明にした處に存する。

この外交に對する誤解が、鮮明にした處に存する。この外交に對する誤解が、鮮明にした處に存する。この外交に對する誤解が、鮮明にした處に存する。この外交に對する誤解が、鮮明にした處に存する。

注意	御	所	込	申	價	定	週	報
▲本誌は、戦後教育の発展に資するものとして、文部省は推薦図書を選定し、その普及を期す。	▲本誌は、戦後教育の発展に資するものとして、文部省は推薦図書を選定し、その普及を期す。	▲本誌は、戦後教育の発展に資するものとして、文部省は推薦図書を選定し、その普及を期す。	▲本誌は、戦後教育の発展に資するものとして、文部省は推薦図書を選定し、その普及を期す。	▲本誌は、戦後教育の発展に資するものとして、文部省は推薦図書を選定し、その普及を期す。	▲本誌は、戦後教育の発展に資するものとして、文部省は推薦図書を選定し、その普及を期す。	▲本誌は、戦後教育の発展に資するものとして、文部省は推薦図書を選定し、その普及を期す。	▲本誌は、戦後教育の発展に資するものとして、文部省は推薦図書を選定し、その普及を期す。	▲本誌は、戦後教育の発展に資するものとして、文部省は推薦図書を選定し、その普及を期す。

新華の劑母酵

從來の麥酒酵母劑は麥酒醸造の副産物なるが故に保有するビタミンB量は自ら制限せられ、強力なるものを得ること難し、「わかもと」は特にビタミンBを多量に集積する性状を有する特殊の酵母菌を發見してアスベルギルス菌を併せ製劑せるものなるが故に、ビタミンB、B複合體の含量に於て、藥用酵母劑の從來の標準を遙かに突破するに至れり。

されば本劑が他に豊富なる栄養素、消化酵素と相俟つて發揚する治療及營養上の卓越せる効果は藥用酵母劑の廣大なる應用領域を開拓するものにして、酵母劑の主効をビタミンBに求むれば、本劑の躍進は即ち酵母劑の革新とも謂ふべきなり。

〔全効〕一般胃腸障礙、脚氣、神經衰弱、糖尿病、腎臟疾患、肺結核、乳兒發育不全、母乳不足、

粉末 入瓦十九 入瓦十七百二

ともかわ

兼養ともかわ本舖
兼養ともかわ本舖
兼養ともかわ本舖

奉祝紀元二千六百年

支那事変

貯蓄債券

満額二千五百元

一等割増金二千円 一枚十円

大藏省・日本勧業銀行

(判[A5]格規定國はさき大の書本)

週

報

昭和十五年十一月三十日 第... 郵便物認可 毎週 同本誌日發行

内閣印刷局印刷發行